

事務連絡
令和5年3月17日

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅省エネ2023キャンペーンの交付申請（予約を含む）の受付を
3月31日（金）から開始します（周知のご協力をお願い）

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により行う「住宅の省エネリフォーム支援」（こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業及び給湯省エネ事業）及び国土交通省が行う「ZEHレベルの省エネ性能を有する新築住宅の取得への支援」（こどもエコすまい支援事業）について、

交付申請（予約を含む）の受付を3月31日（金）に開始します。

本件について、本日、以下の通り報道発表しましたので、ご周知いただけますようお願いいたします。

- ・（報道発表）住宅省エネ2023キャンペーンの交付申請の受付を3月31日（金）から開始します！
https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001147.html

記

1. 交付申請の概要

- ・受付開始日 : 令和5年3月31日（金）午前10時
- ・申請可能時期 : (新築) 補助額以上の工事出来高に達した後
: (リフォーム) 工事完了後
- ・受付サイト : <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>
※ 上記サイトの「住宅省エネポータルへログイン」ボタンよりログインします。ログインにあたっては、本キャンペーンのホームページからあらかじめ事業者登録をした上で、担当者アカウントの発行を受けている必要があります。

2. 予約申請の概要

- ・受付開始日 : 令和5年3月31日（金）午前10時
- ・申請可能時期 : (新築・リフォーム) 工事着手後
- ・受付サイト : 同上
- ・予約の効果 : 補助金の予算を一定期間（3カ月間又は令和5年12月31日のいずれか早い日まで）確保可能
※ 予約後3カ月以内又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに交付申請がなかった場合、当該予約は取り消されます。

3. 交付申請（予約を含む）の期限

予算上限に達するまで（交付申請は遅くとも令和5年12月31日まで、交付申請の予約は遅くとも令和5年11月30日まで）とします。
お早めの申請をおすすめします。

<別添>

令和5年3月17日付け報道発表資料

<本事務連絡に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

（問い合わせ先）

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594（通話料がかかります） ※IP電話等からのご利用の場合045-330-1340

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

ウェブサイト <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

令和5年3月17日
住宅局住宅生産課

住宅省エネ2023キャンペーンの交付申請(予約を含む)の 受付を3月31日(金)から開始します！

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により行う「住宅の省エネリフォーム支援」及び国土交通省が行う「ZEHレベルの省エネ性能を有する新築住宅の取得への支援」について、交付申請(予約を含む)の受付を3月31日(金)に開始します。

1. 交付申請の概要

- ①受付開始日 : 令和5年3月31日(金) 午前10時
- ②申請可能時期 : (新築) 補助額以上の工事出来高に達した後
: (リフォーム) 工事完了後
- ③受付サイト : <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>
※ 上記サイトの「住宅省エネポータルへログイン」ボタンよりログインします。
ログインにあたっては、本キャンペーンのホームページからあらかじめ事業者登録をした上で、担当者アカウントの発行を受けている必要があります。

2. 交付申請の予約(任意)の概要

- ①受付開始日 : 令和5年3月31日(金) 午前10時
- ②申請可能時期 : (新築・リフォーム) 工事着手後
- ③受付サイト : 同上
- ④予約の効果 : 補助金の予算を一定期間(3カ月間又は令和5年12月31日のいずれか早い日まで) 確保可能
※ 予約後3カ月以内又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに交付申請がなかった場合、当該予約は取り消されます。

3. 交付申請(予約を含む)の期限

予算上限に達するまで(交付申請は遅くとも令和5年12月31日まで、交付申請の予約は遅くとも令和5年11月30日まで)とします。

お早めの申請をおすすめします。

4. 参考資料

- (別添1) 住宅の省エネリフォームへの支援の強化
(別添2) こどもエコすまい支援事業の概要

(問い合わせ先)

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594 (通話料がかかります) ※IP電話等からのご利用の場合045-330-1340

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

ウェブサイト <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

国土交通省住宅局住宅生産課 電話: 03-5253-8111 (内線 39471)

住宅の省エネルギーへの支援の強化

別添1

令和4年度補正予算

- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省） 1000億円
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省） 300億円
- ・こどもエコすまいる支援事業（国土交通省） 1500億円（新築・リフォームの合計）

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 高効率給湯器の設置※2,3	高効率給湯器 (a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②その他のリフォーム工事※4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	* 子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) * 安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、※1又は※2の事業の事務局開設日(令和4年12月16日)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限り。

※4 こどもエコすまいる支援事業(国土交通省)による支援。補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降にリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

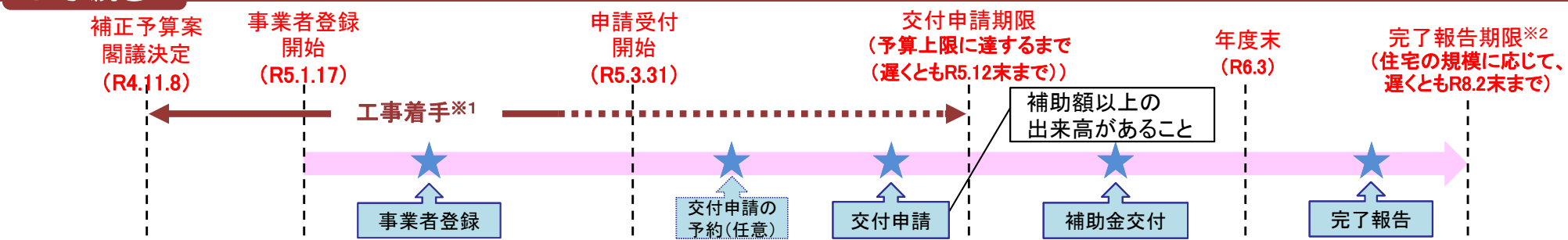
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を実施